

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月4日 11時50分ごろ
発生場所	福井県若狭町常神漁港南西方沖 常神岬灯台から真方位204° 790m付近 （概位 北緯35° 37.8′ 東経135° 48.8′）
事故の概要	プレジャーボート第二杉本丸は、右転中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。 手漕ぎボート（船名なし）は、漕手2人が負傷し、船尾部浮体に擦過傷を生じ、また、第二杉本丸は、船首部外板にペイント剥離を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 第二杉本丸、2.42トン FK3-8477（漁船登録番号）、個人所有 8.21m (Lr) × 2.28m × 0.59m、FRP ディーゼル機関、139.75kW、昭和55年5月11日 第251-8943号（船舶検査済票の番号） B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 2.56m × 1.25m × 不詳、ゴム 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年5月4日 免許証交付日 平成24年7月11日 （平成30年7月6日まで有効） B 漕手B ₁ 男性 29歳
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（漕手B ₁ 及び漕手B ₂ ）
損傷	A 船首部外板にペイント剥離 B 船尾部浮体に擦過傷

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、家族が経営する民宿の宿泊客10人を同乗させ、若狭町御神島^{おんがみ}を反時計回りで周遊する目的で、常神漁港を出港した。</p> <p>A船は、福井県常神半島南方沖を約8.0ノットの対地速力で手動操舵により南西進中、予定の転針場所に達したので右転しようとしたところ、船長Aが、右舷船首方に手漕ぎボート（以下「第三船」という。）を認めたので、第三船に注意して右転を開始した。</p> <p>船長Aは、舵輪後方の約0.2mの台の上に立って操船していたところ、平成27年7月4日11時50分ごろ、乗船者1人の「ひいた」という大声を聞き、振り返ってB船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船の近くに落水しているB船の漕手2人を認め、機関を後進にかけ、B船に接近して2人を救助した後、B船をA船に引き上げて常神漁港に帰港し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、漕手B₁及びもう1人の漕手（以下「漕手B₂」という。）が乗り、常神半島南西端付近の海岸を発し、適宜錨泊して釣りをしながら常神漁港南西方沖に至った。</p> <p>B船は、船尾から重さ約5kgの鉄製の重り^{おも}を投入し、船首を北東方に向けて錨泊した。</p> <p>漕手B₁は船尾側の横座席に腰を掛けて左舷船尾方に、漕手B₂は船首側の横座席に腰を掛けて右舷船尾方にそれぞれ釣りざお1本を舷外に出し、いずれも船尾方を向いて釣りを続けていたところ、11時49分ごろ漕手B₁が右舷船首方約200mのところA船を認め、A船がB船の右舷方を安全な距離を隔てて通過していくと思ったところに魚の当たりがあったので釣りに集中した。</p> <p>漕手B₁は、漕手B₂が何回か危ないと声を出したので、振り向いたところ、A船がB船に向けて接近し、B船の船尾部にA船の船首部が衝突したことを認めた。</p> <p>漕手B₁及び漕手B₂は、常神漁港から病院に行き、漕手B₁が右膝打撲、擦過創、漕手B₂が頸部打撲でそれぞれ1週間の加療を要すると診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、常神漁港沖の航行経験が多くあり、常時水上オートバイや遊泳者に注意を払って航行していた。</p> <p>船長Aは、B船及び第三船の船体は共に緑色の手漕ぎボートで、第三船の背景は岩肌が茶色ではっきり緑が見えたが、B船は、船体の色が背景の木々の緑色と同系統の色で見えにくかったのではないかと本事故後に思った。</p>

	<p>B船は、乾舷が小さく、船内には構造物がなく、また、エアホーンなどの音を出す手段がなかった。</p> <p>B船は、最大搭載人員4人のゴム製手漕ぎボートで、錨泊して釣り中は、オールをオール入れに収納していた。</p> <p>漕手B₁及び漕手B₂は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、常神漁港南西方沖において、南西進中、船長Aが、右舷船首方の第三船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに右転を開始し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長AがB船に気付かなかったのは、B船の船体の色が背景の木々の緑色と同系統の色で見えにくかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、常神漁港南西方沖において、釣りをしながら錨泊中、漕手B₁がA船を認め、A船がB船の右舷側を安全な距離を隔てて通過していくと思い、釣りをしていたところ、漕手B₂の声で接近するA船に気付いたものの、どうすることもできずA船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、乾舷が小さく、有効な音響による信号を発する手段がなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、常神漁港南西方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、右舷船首方の第三船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに右転を開始し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

